

## 上越老人福祉協会 高齢者虐待防止に関する指針

### 1. 基本理念

上越老人福祉協会は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的とし、利用者に対する虐待の防止及び早期発見のための措置を定め、すべての職員がこれらを理解し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。

### 2. 定義

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること  
また、正当な理由なく身体を拘束すること

#### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

#### (5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

### 3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み（研修の基本方針）

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐため以下の取り組みを実施する。

#### (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。

#### (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善に関する取り組み

#### (3) 権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、指針や認知症ケア等に対する理解を高める年2回以上の研修・教育の実施。また新規採用時にも実施し、それらについて記録に残す。

#### (4) 第三者委員などを導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取り組み

#### (5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

#### (6) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

### 4. 虐待発生時の考え方

#### (1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは 本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。※報告、解決の手順は上越市高齢者虐待防止マニュアル参照
- ③ 入所系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、すみやかな解決につなげる。(施設内における苦情解決の仕組みと同様)

#### (2) 虐待に対する職員の責務

- ① 施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待防止担当者は施設・事業所において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は虐待防止委員会を開催し、法人本部へ報告すると共に速やかに市町村へ通報しなければならない。

### 5. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置し、虐待防止に関する責任者等を定め必要な措置を講ずる。

#### (1) 虐待防止委員会の設置

- ① 虐待防止委員会は、管理者・職域代表者・相談員・各部署委員等で構成する。
- ② 虐待防止委員会は必要な都度担当者が招集する。
- ③ 虐待防止委員会では、上述「3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み」のほか、虐待が発生した場合の分析や評価なども行う。

#### (2) 虐待防止責任者（管理者）の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

#### (3) 虐待防止担当者（相談員等）の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

※相談員等の配置がない事業所は責任者にグループ長、担当者は管理者とする。

### 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者の権利擁護が図られるよう、利用者又は家族等に対し、家族・地域包括支援セ

ンター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。

#### 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、法人「福祉サービスに関する苦情解決実施規定」に基づき誠意をもって対応する。

#### 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- (1) 当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表する。
- (2) この指針は掲示及び公表について法人本部及び各事業管理者の責任において管理する。

#### 9. 虐待防止マニュアルについて

具体的なマニュアルについては、各グループにおける高齢者虐待防止マニュアルに基づいて対応する。なお、居宅サービスについては上越市高齢者虐待防止マニュアルを参照とする。

令和2年 9月1日改正  
令和3年 4月1日改正  
令和4年 4月1日改正  
令和5年 4月1日改正